

山都町復興計画  
(熊本地震・豪雨災害)

平成28年12月

山 都 町



## <目 次>

1	山都町復興計画の概要	
1)	計画策定の趣旨	1
2)	計画の位置付け	1
3)	計画の期間	2
4)	国・県及び関係機関との連携等	2
2	基本理念	
1)	計画の目標	3
2)	計画の基本方針	3
3)	計画の取組方針	3
3	復旧・復興に向けた取組	
1)	町民生活の再建	4
2)	産業・経済の再生	4
3)	災害に強いまちづくりの推進	5
4)	計画推進のための財政運営	5
4	復旧・復興に向けた目標別計画	
1)	町民生活の再建	7
(1)	住宅等生活基盤の回復・復旧支援	7
(2)	町民の生活再建相談	9
(3)	道路等生活基盤の回復	10
(4)	町税等の経済的支援	14
(5)	公共交通機関の復旧支援	17
(6)	公共施設の復旧	18
2)	産業・経済の再生	21
(1)	生産を支える農業基盤等の再生	21
(2)	農林業の振興・再構築	24
(3)	商工業の復興支援・雇用の安定確保	29
(4)	文化財・観光施設等の復旧支援	31
(5)	山の都創造ファンドの活用	33
(6)	地域資源を活かした観光産業の推進	34

3) 災害に強いまちづくりの推進	35
(1) 防災体制の強化	35
(2) ライフラインの整備・充実	38
(3) 生活物資の供給システムの確立	39
(4) 被災者の健康管理・心のケア	40
(5) 協働による地域防災力の向上	43
(6) 地域コミュニティの再生・地域支え合いの充実	45
(7) 医療体制の整備	46
(8) 災害記録の継承	47
(9) ボランティア団体の受入及び連携	48
4) 計画推進のための財政運営	49
(1) 復旧・復興に向けた財源の確保	49

# 1 山都町復興計画の概要

## 1) 計画策定の趣旨

平成28年4月14日及び16日に「平成28年熊本地震」が発生し、さらに6月には「豪雨災害」が発生しました。

いずれも本町では、かつて経験したことのない大災害となり、生活の基盤である住家、道路及び水道施設等々が全半壊等の被害を受け、一部の地域では孤立集落も発生しました。加えて、基幹産業である農林業の生産基盤にも甚大な被害をもたらしました。

今回の大災害からの早期の復旧・復興を図るには、町民・自治振興区（各集落・地域）・関係機関・行政が、現在の状況と将来へのまちづくりの認識を共有したうえで、総力をあげて取り組むことが必要です。

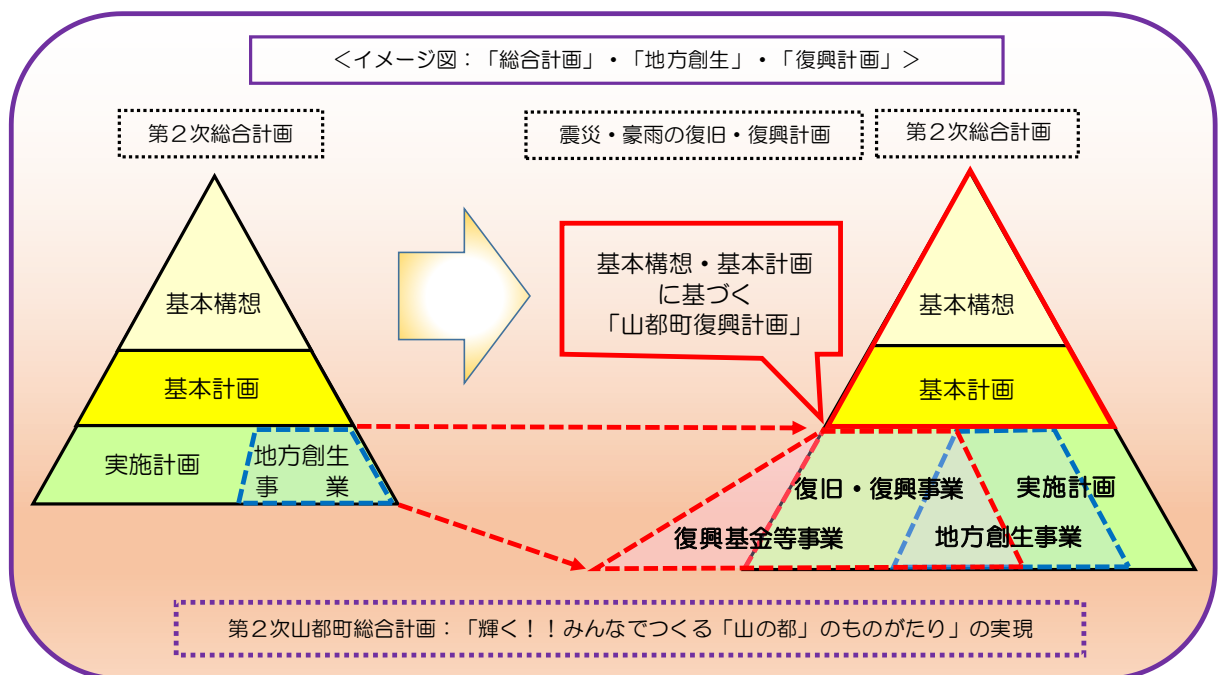
そこで、被災した社会インフラ・産業基盤等々の復旧、被災者への支援や地域産業の再生、さらに町民生活の更なる安定を目指し、今後の取り組むべき主要な施策や具体的な事業を取り纏めた「山都町復興計画」を策定するものです。

## 2) 計画の位置付け

この復興計画に掲げる施策等については、町の将来像である「輝く！！みんなで作る「山の都」のものがたり」の実現に向けて策定した、「第2次山都町総合計画」の基本構想・基本計画の実施計画事業として位置付けます。

そして、今回の被災により見えた地域課題や多様化する住民ニーズ等に対して、これまで以上に住民と行政等が一体となり、協働の精神で地域の実情や特性に応じた、まちづくりに繋がる事業の実施や地域の取り組みを推進するものです。

さらには、一日も早い復旧・復興を目指すものの、単に被災前の姿に戻すことを目的にするのではなく、山都町の更なる発展の礎づくりを目指していくこととします。



### 3) 計画の期間

この復興計画の対象期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

熊本地震・豪雨災害からの一日も早い復旧・復興を目指すため、本復興計画の復旧・復興事業を第2次山都町総合計画の前期基本計画における中核的な実施計画事業として位置付けることから、前期基本計画の終了年度にあたる平成31年度までを目標期間とするものです。

ただし、復旧・復興事業については、計画期間である4年以上の中長期的な視点で取り組むべき課題もあるため、必要な事業については、総合計画・後期基本計画の実実施計画事業において、平成32年以降も継続して取り組んでいきます。

なお、県は、「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」において、概ね4年間の取り組みとされました。本町においてもその期間において、県とのさらなる連携を図りながら復興計画を推進します。

H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
第2次山都町総合計画								
前期基本計画				後期基本計画				
総合計画（基本構想・基本計画・実施計画事業（毎年ローリング））								
山都町復興計画（復旧・復興）								
熊本県復旧・復興プラン								

### 4) 国・県及び関係機関との連携等

今回の熊本地震・豪雨災害は、本町において、未曾有の大災害となりました。

甚大な被災から、一日も早く立ち直り、本町を復旧・復興させるには、国・県及び各種関係機関との連携が必要です。特に、県が策定した「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」及び「復旧・復興に向けた主な取組みのロードマップ」等と本町の「復興計画」との連携を図ることで、熊本県全体の復旧・復興とともに、本町に必要な復旧・復興事業を確実に推し進めます。

また、被災規模が広域且つ甚大であることから、財政面や現場対応の職員等々について、本町の対応能力を大きく超えた状況が生じています。

そのため、本町の復旧・復興事業を長期的視点で安心感をもって実行するには、国や県からの長期的且つ災害の実態に即した財政支援及び人的支援等が必要となることから、それぞれの支援策等が適切に実施されるよう要望してまいります。

## 2 基本理念

### 1) 計画の目標

本町は、豊かな自然、その中で育まれてきた歴史・文化、そこに息づく「人の営み」が重なり合うことで形づくられており、「人づくり」「産業づくり」「環境づくり」「地域づくり」の4つの柱により「山の都のまちづくり」を推進してきました。

しかし、このたびの熊本地震及び豪雨災害により、本町の豊かで美しい農村集落を構成する「人・産業・環境・地域」のすべてに、かつて経験したことのない大きな被害が生じることとなりました。

甚大な被災から一日も早く立ち直り、本町を復旧・復興させるため、第2次山都町総合計画による山の都の将来像「輝く！！みんなでつくる「山の都」のものがたり」の実現を「山都町復興計画」による復旧・復興事業や実施計画事業の実施により目指します。

### 2) 計画の基本方針

この復興計画は、第2次山都町総合計画を最上位計画として、総合計画の主要事業や基本施策等及び山の都総合戦略等の各分野の個別計画との整合を図りつつも、一日も早い復旧・復興を実現させていくための指針とし、以下の4項目の基本方針を定め、それぞれの取り組みを推進します。

また、この復興計画と国の支援策や県の「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」等との連動を図るとともに、本町の総合計画実施計画事業（毎年ローリングを実施）との調整を行いながら着実な復旧・復興事業を実施することとします。

- (1) 町民生活の再建
- (2) 産業・経済の再生
- (3) 災害に強いまちづくりの推進
- (4) 計画推進のための財政運営

### 3) 計画の取組方針

本町の復旧・復興を図るため、復興計画の4項目の基本方針に基づき、それぞれの取組内容・実施事業等を目標別計画として設定し、各種事業の取り組みを着実に推し進めます。

また、目標別計画による各種事業については、町の被災者支援事業をはじめ、国や県の災害復旧等にかかる各種補助事業、熊本地震復興基金及び熊本地震被災文化財等復旧復興基金等々の事業を最大限に活用することとし、被災の実態に即した事業の実施による早期の復旧・復興の実現を目指します。

### 3 復旧・復興に向けた取組

#### 1) 町民生活の再建

被災した町民の暮らしを一日でも早く再建するため、まずは、町営住宅、みなし仮設住宅及び仮設住宅を確保し、生活の基礎となる住環境の回復に努めました。

また、被災家屋等については、解体を進めるとともに、災害廃棄物の処理を実施し、周辺環境の改善を図りました。

道路の被災状況については、中山間地域としての地理的特徴から、落石、法面崩落及び路肩決壊等により相当数の被害が生じることとなり、地域によっては、孤立集落が発生しました。普段の生活を支える重要なライフラインとして、一日も早い復旧が望まれるため、仮復旧を早急に進めるとともに、本復旧に向け、災害復旧事業等を推し進めます。併せて、町内の通勤、通学及び通院等の交通手段の確保が必要となることから、町内の公共交通機関の復旧支援を図ります。

この災害による被災者は、子どもから高齢者まで幅広く、また、要配慮者や要支援者の方々など、その被災状況や生活再建への過程は様々です。このため、関係機関との連携を図り、被災者一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな相談や支援を行います。

さらには、被災者支援として、公的制度の適用を希望する場合の証明手数料の免除や各種保険料等の減免及び一部負担金の免除等を実施することで、生活の再建支援や経済的負担の軽減を図ることとします。

- (1) 住宅等生活基盤の回復・復旧支援
- (2) 町民の生活再建相談
- (3) 道路等生活基盤の回復
- (4) 町税等の経済的支援
- (5) 公共交通機関の復旧支援
- (6) 公共施設の復旧

#### 2) 産業・経済の再生

今回の災害によって、本町の基幹産業である農林業に甚大な被害が生じました。

そこで、町が災害復旧工事の負担金の軽減を行うとともに、早期の災害復旧事業等により、農業施設の機能回復や基盤整備を促すことで、生産者の就農意識の維持を目指します。併せて、それぞれの営農活動に即した支援事業や振興事業を実施します。

また、担い手の育成や地域の実情に応じた集落営農を導入するなど、各地域の将来を見据えた農林産業の振興を図ります。

商工業については、各種補助金や保証事業等の活用により、企業の再建、雇用の維持確保に努めます。

文化財や観光施設については、早期の復旧を目指します。また、山の都創造ファンド事業等の活用や食・農・歴史・文化・観光等の連携による総合的な観光振興事業を推進し、各種産業における経済波及効果につなげていきます。



- (1) 生産を支える農業基盤等の再生
- (2) 農林業の振興・再構築
- (3) 商工業の復興支援・雇用の安定確保
- (4) 文化財・観光施設等の復旧支援
- (5) 山の都創造ファンドの活用
- (6) 地域資源を活かした観光産業の推進

### 3) 災害に強いまちづくりの推進

災害に強いまちづくりを進めるため、自助・共助・公助の精神で、町民・地域・行政がそれぞれの責任と役割を分担しつつも、互いの補完や連携を図ることにより、協働の意識による地域防災力の向上や地域での支え合いを推進します。併せて、防災体制の強化による地域の実情に応じた避難体制の再構築を図るなど、さらなる住民の安心・安全な町づくりを目指します。

また、被災者の健康管理や心のケア等について、住民に寄り添う相談事業等を継続的に実施します。

- (1) 防災体制の強化
- (2) ライフラインの整備・充実
- (3) 生活物資の供給システムの確立
- (4) 被災者の健康管理・心のケア
- (5) 協働による地域防災力の向上
- (6) 地域コミュニティの再生・地域支え合いの充実
- (7) 医療体制の整備
- (8) 災害記録の継承
- (9) ボランティア団体の受入及び連携

### 4) 計画推進のための財政運営

本町の財政は、中山間地域としての地理的条件や過疎化に伴う人口減少等の社会的状況から自主財源が乏しく、国・県補助金や地方交付税に大きく依存している状況です。

このような状況の中、熊本地震により大きな財政負担を強いられ、さらに、豪雨災害により追い打ちをかけられました。事業量の増大により歳出が大幅に増加する一方、歳入面では合併特例終了による地方交付税の減額や人口減少に伴う町税の減収により、厳しい財政状況が続くことが懸念されます。

しかし、復旧・復興事業は、「山の都のまちづくり」を推進する観点からも停滞は許されず、迅速な対応が求められます。

今後は、国や県の災害復旧等にかかる各種補助金等を有効に活用するとともに、熊本地震復興基金や熊本地震被災文化財等復旧復興基金等を用いることで、財政基盤の健全性を保ちつつ持続可能で安定的な財政運営を目指します。

- (1) 復旧・復興に向けた財源の確保



#### 4 復旧・復興に向けた目標別計画

##### 1) 町民生活の再建

##### (1) 住宅等生活基盤の回復・復旧支援

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
1	被害住宅の消毒	環境水道課	豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>消毒機器の整備や薬剤の調達等において、それぞれ適正な管理の重要性を認識しました。</li> <li>災害発生時には、迅速且つ的確な現場対応が必要となるため、薬剤の調達や消毒マニュアル等の準備が求められます。</li> <li>災害発生時の対応については、特に関係機関との連携が必要なため、保健所等との連絡体制の構築が求められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県からの消毒指示書による感染症の予防を目的に、病原体に汚染された疑いがある場所を消毒しました。</li> <li>今後は、今回の対応状況等を検証し、機材の整備、薬剤の保管及び出動等に関するマニュアル等を作成します。</li> <li>災害発生時は、関係機関との正確な情報共有が必要となりますので、保健所等の関係機関との連絡体制を構築します。</li> </ul>	実施完了				
2	被災者の住宅確保支援事業	健康福祉課 建設課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模半壊以上の被害を受けた住宅が多数見られました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況に応じて、町営住宅への入居や期限付きのみなし仮設住宅への入居が行われています。</li> </ul>	実施	→	→	→	
3	仮設住宅建設事業	建設課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模半壊以上の被害を受けた住宅が多数見られました。</li> <li>原地区において、全壊・大規模半壊世帯用に応急仮設住宅を設置しました。</li> <li>住宅設置：3棟6戸</li> <li>高齢者世帯が自宅取り壊し後に新築予定が見通せない状況があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早急な住家の修理及び建替ができない被災者に対して、応急仮設住宅を建設し、期限付きの入居が行われています。</li> <li>入居期間の延長等の対処を検討します。</li> </ul>	実施	→	→	→	

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
4	仮設住宅維持管理事業	建設課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模半壊以上の被害を受けた住宅が多数見られました。</li> <li>・早急な柔化の修理及び建替ができない被災者に対して、仮設住宅を建設し、期限付きの入居を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所は民地ですが、現在は無償借上げとなっています。今後、有償若しくは購入も含めて検討が必要となっています。</li> <li>・維持管理費の内、国の救助法対象にならない経費（浄化槽管理）を負担し入居者の復興を支えます。</li> </ul>	実施	→	→	→	
5	被災宅地復旧事業	建設課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斜面・擁壁崩壊、亀裂など宅地に甚大な被害を受けました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業により個人負担を軽減し、早期に従来の生活を取り戻せるよう復旧に努めます。</li> </ul>	実施	→	完了		
6	宅地耐震化事業	建設課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災宅地事業の要件に該当しない宅地及び小規模被災宅地も多数被害を受けました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業により個人負担を軽減し、早期に従来の生活を取り戻せるよう復旧に努めます。</li> </ul>	実施	→	完了		
7	公営住宅改修事業	建設課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の災害により、町営住宅の瓦・外壁等の被害あり応急的修繕を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山都町公営住宅等長寿命化計画」による屋根・外壁等の改修工事を計画的に実施します。</li> </ul>	実施	→	→	→	

(2) 町民の生活再建相談

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
8	被災者の生活再建支援・相談事業	健康福祉課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月の熊本地震、6、7月の豪雨災害で、町内で甚大な被害が生じました。</li> <li>・町では、被災者の住宅の修繕、移転先確保、心身の健康、再建資金等に係る支援や相談対応等を行っています。</li> <li>・被災者には、子どもから高齢者まで幅広く、また、高齢者世帯や子育て世代、要介護の方や障がいのある方など、その状況は様々です。</li> <li>・住宅の被害状況(11月30日現在)               <ul style="list-style-type: none"> <li>熊本地震：全壊：16 大規模半壊：40 半壊：169</li> <li>豪雨災害：全壊：10 大規模半壊：8 半壊：28</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世帯や子育て世代、要介護の方や障がいのある方など、被災者(住民・世帯)ごとに、被災状況や生活再建のためのプロセスや期間が異なります。</li> <li>・このため、関係機関や関係団体と連携し、被災者一人ひとりの状況や世帯の状況に応じ、被災者の希望を尊重しながら、細やかな支援を行います。</li> </ul>	実施	→	→	→	

(3) 道路等生活基盤の回復										
No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
9	損壊家屋等の公費解体	環境水道課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の震災により半壊以上の判定を受けた損壊家屋等の解体費用については、補助の対象となり、生活環境保全上、支障となっている損壊家屋の解体・撤去を迅速に行う必要があります。</li> <li>公費解体費用見込額：266,707千円</li> <li>住宅の被害状況(11月30日現在) <ul style="list-style-type: none"> <li>熊本地震：全壊：16 大規模半壊：40 半壊：169</li> <li>豪雨災害：全壊：10 大規模半壊：8 半壊：28</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体の申請があった全家屋等について、平成28年度中に解体撤去を行う予定です。</li> <li>今後、災害時に瓦礫置き場等として使用できる用地の確保を検討します。</li> </ul>	実施完了				
10	災害廃棄物処理	環境水道課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物（震災がれき）を迅速かつ適正に処理するために仮置場を設置しました。</li> <li>廃棄物搬入期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>原地区仮置場：4月20日から5月8日</li> <li>小峰地区仮置場：4月22日から7月31日</li> </ul> </li> <li>公費解体に伴う仮置場を中島東部小学校跡地に8月17日に設置し、同日より搬入を開始しました。</li> <li>災害廃棄物の収集運搬・処分については、熊本県産業資源循環協会に支援を要請しました。</li> <li>収集運搬費用見込額：296,994千円</li> <li>処分費用見込額：273,749千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物（震災がれき）を迅速かつ適正に処理するために、仮置場を設置し、処理を完了しました。</li> <li>公費解体に伴う災害廃棄物について、仮置場を8月17日に設置し、平成28年度中に処理完了予定です。</li> </ul>	実施完了				

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
11	上水道施設災害復旧事業 簡易水道施設災害復旧事業	環境水道課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道施設区域内で、配水池内施設の一部破損及び本管・給水管の漏水が発生しました。</li> <li>・町内各簡易水道区域内で本管・給水管の漏水が発生しました。</li> <li>・町内の集落で管理している水道施設の貯水・配水施設が破損し、水道水安定供給を行う必要があります。</li> <li>・上水道災害復旧費用見込額：98,000千円</li> <li>・簡易水道施設復旧費用見込額：18,000千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道配水池については、国費（1/2）による災害復旧事業により、平成29年度中に復旧工事が終了予定です。</li> <li>・幹線配水管、給水管の漏水修繕については、老朽管の更新計画（アセットマネジメント）を早期に策定し、補助事業を活用して耐震化を含めた工事を検討します。</li> <li>・今後、定期的に災害に耐えられるよう水道管の取替を検討します。</li> </ul>	災害復旧実施 漏水修繕更新実施	完了			
12	道路復旧事業（公共土木施設災害復旧事業）	建設課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の震災により道路、公共施設などの社会基盤が甚大な被害を受けました。</li> <li>・土砂崩れ、法面崩落及び陥没等が発生し集落が孤立するなど、車両や人が通行する際の支障になっています。</li> <li>・被害額：547,883千円</li> <li>・被害箇所：100件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の生活に戻れるよう、復旧工事（国庫対象）として認められる工法において、早急に着工することを考慮し、生活基盤である道路の復旧を早急に進めます。</li> </ul>	実施	完了			
13	国・県道情報	建設課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道445号が通行止めとなりました。</li> <li>・県道については、全線交通規制がかけられました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道（情報を収集し随時公表）</li> <li>・県道（情報を収集し随時公表）</li> </ul>	情報を収集し随時公表				
14	河川復旧事業（公共土木施設災害復旧事業）	建設課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落石等により護岸決壊及び河川埋設で流水に支障をきたしています。</li> <li>・被害額：12,117千円</li> <li>・被害箇所：5件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川災による二次災害を防ぐため復旧工事（国庫対象）として認められる工法において、早急に着工することを考慮し復旧します。</li> </ul>	実施	完了			

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
15	道路復旧事業（公共土木施設災害復旧事業）	建設課	豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震後の豪雨により道路、公共施設などの社会基盤が甚大な被害を受けました。</li> <li>道路については、土砂崩れ、法面崩落、路肩決壊が発生し集落が孤立するなど、車両や人が通行する際の支障になっています。</li> <li>被害額：869,800千円</li> <li>被害箇所：230件</li> <li>通行止め町道今・馬見原線等多数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の生活に戻れるよう、復旧工事（国庫対象）として認められる工法において、早急に着工することを考慮し、生活基盤である道路の復旧を早急に進めます。</li> </ul>	実施	→	完了		
16	国・県道情報	建設課	豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道218号に交通規制があります。</li> <li>県道については、横野矢部線等全面通行止めが生じました。（横野矢部線他3路線）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道（情報を収集し随時公表）</li> <li>県道（情報を収集し随時公表）</li> </ul>	情報を収集し随時公表				
17	河川復旧事業（公共土木施設災害復旧事業）	建設課	豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震後の豪雨により河川に甚大な被害を受けました。山腹崩落による河川埋設及び護岸決壊等相当数の被害を受けました。</li> <li>被害額：1,930,200千円</li> <li>被害箇所：196件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川災による二次災害を防ぐため、復旧工事（国庫対象）として認められる工法において、早急に着工することを考慮し復旧します。</li> </ul>	実施	→	完了		
18	橋梁復旧事業（公共土木施設災害復旧事業）	建設課	豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>豪雨により河川が増水し橋梁に被害を受けました。</li> <li>被害額：50,000千円</li> <li>被害箇所：1件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の生活に戻れるよう、生活基盤である橋梁の復旧を早急に進めます。</li> </ul>	実施	完了			
19	民間住宅応急修理の対応	建設課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内全域で屋根瓦や壁の崩落・基礎の破損等甚大な被害を受けました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災家屋のうち半壊以上の住居で修理をされる場合に、災害救助法に認められる箇所について、修理費を補助し生活基盤の早急な復旧を進めます。</li> <li>国からの助成事業です。（100%）</li> <li>上限額：576千円</li> <li>申請期限：平成29年4月13日</li> </ul>	実施	国の事業期間			



No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
20	地域共用施設等復旧事業（復興基金対応）	建設課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により集落又は自治会が設置管理する私有道路などが被害を受けました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興基金により管理主体の集落及び自治会へ復旧に要する経費を補助します。</li> </ul>	実施	→	完了		

(4) 町税等の経済的支援										
No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
21	固定資産税減免等事務	税務住民課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の熊本地震、豪雨により家屋をはじめ、農地等の被害も数多く発生しました。</li> <li>熊本地震、豪雨で被災された方々の生活支援・事業再建に寄与するために、町税の減免措置が求められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本地震、豪雨による被災者に対する町民税等の減免に関する条例を制定し、被災者に対して、平成28年度分の町税の減免を行い、生活再建支援を図ります。</li> </ul>	実施				
22	町民税減免等事務	税務住民課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の熊本地震、豪雨により家屋をはじめ、農地等の被害も数多く発生しました。</li> <li>熊本地震、豪雨で被災された方々の生活支援・事業再建に寄与するために、町税の減免措置が求められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本地震、豪雨による被災者に対する町民税等の減免に関する条例を制定し、被災者に対して、平成28年度分の町税の減免を行い、生活再建支援を図ります。</li> </ul>	実施				
23	軽自動車税減免等事務	税務住民課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の熊本地震、豪雨により、軽自動車について甚大な被害を受けた方々の生活支援・事業再建に寄与するために、軽自動車税の減免措置が求められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本地震、豪雨の被災者に対して、平成28年度分の軽自動車税の減免を行い、生活再建支援を図ります。</li> </ul>	実施				
24	国民健康保険税減免等事務	税務住民課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の熊本地震、豪雨により家屋をはじめ、農地等の被害も数多く発生しました。</li> <li>熊本地震、豪雨で被災された方々の生活支援・事業再建に寄与するために、町税の減免措置が求められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本地震、豪雨による被災者に対する町民税等の減免に関する条例を制定し、被災者に対して、平成28年度分の町税の減免を行い、生活再建支援を図ります。</li> </ul>	実施				
25	諸証明書の手数料無料化	税務住民課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の災害復興に向けた公的支援制度等の適用申請に諸証明の添付が必要となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的制度の適用を希望する被災者に対し、当該制度に必要な証明手数料を免除することにより、負担軽減を図ります。</li> <li>支援期間：公的支援制度が適用される期間</li> </ul>	実施				

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
26	後期高齢者医療保険料減免等事務	健康福祉課	地震	・住家が被災された方の生活支援のため後期医療保険料の減免が求められています。	・住家が半壊以上被災された方の後期医療保険料減免を行い、被災者支援を図ります。 ・減免期間：平成29年2月末まで	実施				
27	国民健康保険一部負担金免除事務	健康福祉課	地震	・住家が被災された方の生活支援のため医療費の窓口一部負担金の免除が求められています。	・住家が半壊以上被災者された方の医療費の窓口一部負担金免除を行い、被災者支援を図ります。 ・減免期間：平成29年2月末まで	実施				
28	後期高齢者医療一部負担金免除事務	健康福祉課	地震	・住家が被災された方の生活支援のため医療費の窓口一部負担金の免除が求められています。	・住家が半壊以上被災された方の医療費の窓口一部負担金免除を行い、被災者支援を図ります。 ・減免期間：平成29年2月末まで	実施				
29	国民年金保険料免除事務	健康福祉課	地震	・被災者の生活支援のため国民年金保険料の減免が求められています。	・被災（半壊以上）による国民年金保険料の特例免除を行い、被災者支援を図ります。 ・対象期間：平成28年3月～平成30年6月まで	実施				
30	介護保険料減免事務	健康福祉課	地震 豪雨	・今回の震災、豪雨災害により、住家が被災された方の生活支援のため介護保険料の減免が求められています。	・住家が半壊以上被災された方の平成28年度分の介護保険料減免を行い、被災者支援を図ります。	実施				
31	介護保険利用料減免事務	健康福祉課	地震 豪雨	・今回の震災、豪雨災害により、住家が被災された方の生活支援のため介護サービス費（利用料）の減免が求められています。	・住家が半壊以上被災された方の介護サービス費（利用料）の免除を行い、被災者支援を図ります。 ・減免期間：平成29年2月末まで	実施				

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
32	保育料減免事務	健康福祉課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家が被災された方の生活支援のため、保育料の減免が求められています。</li> <li>地震：7名（園児数）</li> <li>豪雨：2名（園児数）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災（半壊以上）による保育料の減免などにより、被災者の負担軽減を図ります。</li> <li>減免期間：平成29年2月末まで</li> </ul>	実施				
33	障害福祉サービス等の利用者負担額減免事務	健康福祉課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の災害では該当するケースがなかったものの、災害による減免等に関する要綱を整備しておく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災（半壊以上）による障害福祉サービス等利用にかかる利用者負担額の減免などにより、被災者の負担軽減を図ります。</li> <li>要綱の制定を平成28年度に実施します。</li> </ul>	実施	→	→	→	

(5) 公共交通機関の復旧支援

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
34	コミュニティバス事業	企画政策課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>山都町内の通学、通院等に利用されている山都町コミュニティバスの運行路線は、震災や水害により運行路線が通行止めになり、ほとんどの路線が全路線運休、一部運休、迂回運行等の対応を行ないました。</li> <li>現在も、全路線運休、一部運休、迂回運行等の対応を行なっている路線があります。</li> <li>また、路線の復旧工事により急ぎょ通行止め等が行なわれており、今後も多大なる影響が見込まれます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行路線によっては、復旧まで数年掛かる見込みであり今後も部分運休や迂回運行が必要です。</li> <li>そのため、中型バス（定員49人）やマイクロバス（定員29人）では運行できない路線もあるため、小型バス（定員14人）や普通自動車（定員8人）を優先した導入を検討します。</li> </ul>	実施	→	→	完了	
35	路線バス	企画政策課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時、町道白小野鶴越線の町境付近および国道445号線の御船町七滝・滝尾地区の災害による通行止めにより、迂回による運行が行われました。</li> <li>迂回運行により運行距離が延長される見込みで「地方バス等特別対策補助金」にも大きく影響が出る見込みです。</li> <li>また、通学、通院、観光にも影響しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間路線バスは、山都町唯一の近隣自治体および熊本市への公共交通手段となっているため、通学、通院、観光に影響が出ぬよう、運行路線が復旧するまでは、左記補助金を含め、柔軟に対応します。</li> </ul>	実施	→	→	完了	

(6) 公共施設の復旧										
No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
36	健康福祉課所管施設の復旧事業	健康福祉課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・矢部保健福祉センター千寿苑の多目的ホール天井、浴室棟屋根及び浄化槽機械室ブロワ部品破損等の被害が生じました。</li> <li>・福祉行政を推進するうえでの中核施設のため、早急な復旧が望まれます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早急に補修工事を実施し、施設の利用を再開しました。</li> </ul>	実施完了				
37	公立学校施設災害復旧事業	学校教育課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内10校中8校に校舎内外、体育館、給食棟の壁にクラック等の被害が生じました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校施設の安全性を確保し、2次被害が生じないよう被害状況の確認とともに、早急な復旧を目指します。</li> <li>・平成28年10月より修繕工事の発注を随時行い、平成28年度内の復旧完了を目指します。</li> </ul>	実施完了				
38	町営体育館災害復旧事業（14箇所）	生涯学習課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内外及び設備の被災により安全に屋内スポーツ及び文化的活動が出来ない状況です。</li> <li>・地震：12施設</li> <li>・豪雨：2施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設及び設備の安全面を確保し、町民スポーツ振興のため早期の回復に努めます。</li> </ul>	実施	完了			
39	町営グラウンド災害復旧事業	生涯学習課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナイター照明の落下、ナイター柱倒壊及び進入路法面の崩壊により夜間の利用ができずまた施設の安全性に課題があります。</li> <li>・地震：清和グラウンド</li> <li>・豪雨：中央グラウンド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の安全面や夜間の施設利用を可能とするため、平成28年度中の早期の回復に努めます。</li> <li>・進入路法面復旧・ナイター照明、柱、操作盤の復旧を進めます。</li> </ul>	実施完了				

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
40	町営プール	生涯学習課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水管断裂により施設への給水が出来ない状況です。</li> <li>また河川の増水により土砂等が施設内に堆積し施設利用が出来ない状況です。</li> <li>地震：配水管</li> <li>豪雨：土砂堆積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安全面を確保するとともに、早期の復旧に努めます。</li> </ul>	実施 完了				
41	第一弓道場	生涯学習課	豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の増水により施設内に土砂が堆積し、床等が被災し施設利用が出来ない状況です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安全面及び施設利用を可能とするため、早期の回復に努めます。</li> </ul>	実施 完了				
42	地区公民館・集会所	生涯学習課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根、設備、敷地等に被害が生じました。</li> <li>地域の交流の中心である公民館・集会所は、避難所にもなっており、地域コミュニティの維持に大きな支障をきたしています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安全面及び施設利用を可能とするため、早期の回復に努めます。</li> <li>事業の一部に復興基金の活用を予定しています。</li> </ul>	実施	完了			
43	図書館災害復旧事業	生涯学習課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の壁面、屋根、ひさしにヒビが入りました。</li> <li>特にひさしについては剥落がみられ、危険であるため、コーンで立ち入りを規制しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安全面及び施設利用を可能とするため、早期の回復に努めます。</li> </ul>	実施	完了			
44	清和山村基幹集落センター災害復旧事業	生涯学習課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の壁面、屋根、ひさしにヒビが入りました。</li> <li>特に、雨漏りがひどく利用に支障をきたしています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安全面及び施設利用を可能とするため、早期の回復に努めます。</li> </ul>	実施	完了			
45	図書館法面災害復旧事業	生涯学習課	豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館が立地する台地の土手が崩れました。</li> <li>水路にも土砂が堆積し、隣接する民家にも危険を及ぼしています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安全面及び施設利用を可能とするため、早期の回復に努めます。</li> </ul>	実施 完了				

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
46	老人ホーム浜美荘災害復旧事業	老人ホーム	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の震災により、施設外壁崩落、エレベータ、大広間、高架貯水槽、スプリンクラー故障及び天井崩落等々の被害があり、入所者の生活環境に大きな支障をきたす状況となりました。</li> <li>・平成29年4月からの民営化に向け公募を実施していましたが、被害の全容把握や安全性の確認が必要なことから延期としました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の被害の大きさから、今後、修繕等による利用が可能か不可能か、専門家による建物判定を行いました。</li> <li>・入所者が一日でも早く元の生活に戻られるように、施設の復旧工事を実施しました。</li> <li>・民営化については、平成29年度に移管法人を募集する予定です。</li> </ul>	実施完了				



2) 産業・経済の再生

(1) 生産を支える農業基盤等の再生

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
47	農地復旧事業（農林業施設災害復旧事業）	農林振興課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震並びに豪雨により、落石や、農地や農道等の崩壊などの施設災害が町内の広域で発生しています。</li> <li>・その現状は地震により不安定な状況下となった土地基盤に、100ミリを越す豪雨により被害が拡大したのは事実であり、この2回にわたる災害は、激甚災害の指定は受けたものの、復旧時間にはかなりの時間がかかるものと思われます。</li> <li>・地震並びに豪雨により、落石や、農地や農道等の施設災害が町内で申請が3,129件にも及び、農業経営の継続に繋げるために早急に災害復旧事業に取り組む必要があります。</li> <li>・地震災害（被災額・被災箇所） （合計 228件 482百万円） （農地 122件 234百万円） （ため池 3件 5百万円） （水路 51件 113百万円） （農道 52件 130百万円）</li> <li>・豪雨災害（被災額・被災箇所） （合計 2,901件 8,523百万円） （農地 1,768件 5,050百万円） （農道・水路 1,133件 3,473百万円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の査定事業により事業費確定後、補助率増高手続きによる補助率確定の上、工事発注。発注時期は年度内としますが、年度内に50%を確保することとし、翌年度以降残りを発注します。</li> <li>・災害査定額の確定作業を順調に行うことが先決問題です。</li> <li>・事業費確定により補助率が確定することから、委託事業者への委託を全件発注します。</li> <li>・委託費については、査定決定額の11%と熊本県外の業者へは、旅費・宿泊費の嵩上げを行うこととします。</li> <li>・農道・水路については、一部応急本工事・応急仮工事にて対応していますが、早期に復旧工事につなげます。</li> <li>・農地については、査定完了後の負担金確定と同時に工事発注へつなげることとします。</li> <li>・工事については、発注予定数が2,000件を超え、町内の建設業では3年間で対応が可能か不明なため、発注計画を提示し、町内外を通じて調整を行う必要があります。</li> <li>・災害復旧事業は、発生年から3年間で完了予定です。</li> </ul>	実施	→	完了		
48	農道復旧事業（農林業施設災害復旧事業）	農林振興課				実施	→	完了		
49	水路復旧事業（農林業施設災害復旧事業）	農林振興課				実施	→	完了		
50	ため池復旧事業（農林業施設災害復旧事業）	農林振興課				実施	→	完了		

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
51	農地等災害事業（復興基金等対応事業）	農林振興課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本地震・豪雨災害のなかで、小規模にて補助事業の対象にならない事業の対策を図ります。</li> <li>土端等の現形復旧を基本とする事業を予定しています。（補助災害に該当しない40万円未満）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の基準額未滿により採択できなかった被災箇所について、町の単独事業、又は、復興基金等の取り崩しによる農地等の復旧支援を行います。</li> <li>申請等の要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>①2戸以上の農林業者が組織する団体とし、申し込み範囲を自治振興区とします。</li> <li>②自治振興区により事業のとりまとめを行い、事業管理を行うこととします。</li> </ul> </li> <li>原則として原形復旧に係る経費とします。</li> <li>事業の範囲 1箇所40万円未滿</li> <li>支出の範囲等 <ul style="list-style-type: none"> <li>作業機械借上料</li> <li>機械オペレーター賃金</li> <li>材料費</li> <li>補助事業者等人夫</li> <li>その他必要と認められる経費（運搬費・燃料費）</li> </ul> </li> <li>補助率：1/2以内</li> </ul>	実施	→	→	完了	

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考															
						28	29	30	31																
52	林道復旧事業（農林業施設災害復旧事業）	農林振興課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業災害においても、地震に起因して発生したクラックや、浮石が、大雨により崩壊・落下するなど、関連性は非常に深く、被害が拡大した起因となっています。</li> <li>・地震災害：路面の陥没、クラックのほか、落石による通行不可能な路線が多数発生しました。</li> <li>・豪雨災害：法面は土砂崩壊、路肩は暗渠関水からの決壊、路面はアスファルト下に雨水が流入し隆起又は流失による機能喪失となっています。</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>治山</td> <td>22箇所</td> <td>785百万円</td> </tr> <tr> <td>林道</td> <td>4路線15件</td> <td>135百万円</td> </tr> <tr> <td>治山</td> <td>82件</td> <td>1,867百万円</td> </tr> <tr> <td>林道</td> <td>11路線86件</td> <td>396百万円</td> </tr> <tr> <td>林道通行止め</td> <td>奥地3路線 その他3路線</td> <td></td> </tr> </table>	治山	22箇所	785百万円	林道	4路線15件	135百万円	治山	82件	1,867百万円	林道	11路線86件	396百万円	林道通行止め	奥地3路線 その他3路線		<ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐並びに木材伐採後の搬出道として、また広域的な奥地林道などは集落間の重要な路線としての機能発揮のため、早急な復旧作業を行うことが必要です。</li> <li>・林道については、災害復旧査定業務を進め、年内発注を目指します。</li> <li>・治山事業については、人家裏については、被害防止の観点から早急に緊急治山事業等に取り組むこととします。</li> <li>・国の補助金の配分枠もあり、協議の中で、特に緊急性が高い箇所を優先的に行うと共に、対象森林においては、保安林指定の承諾を急ぐ必要があります。</li> </ul>	実施	→	完了		
治山	22箇所	785百万円																							
林道	4路線15件	135百万円																							
治山	82件	1,867百万円																							
林道	11路線86件	396百万円																							
林道通行止め	奥地3路線 その他3路線																								

(2) 農林業の振興・再構築

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
53	地域営農活動支援	農林振興課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化過疎化が進む中山間地において、被災農家等においては、作物被害や農地被害などの影響により持続的な農業経営が困難になっているところが発生しています。</li> <li>・高齢化の進行により農作業の負担、また、農業用施設の管理共同作業の負担に加え、災害復旧費の負担など様々な要因により離農の声も聞こえてきます。</li> <li>・これらを支援する組織の再構築が求められており、地域が一体となって地域農業を守る体制の整備を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治振興区並びに区長区を単位とした地域営農集団（集落営農）の組織化を進めます。</li> <li>①県指定地区の拡大・町単独事業の推進</li> <li>②取り組み単位の再編</li> <li>③組織化のための各種研修会の開催など</li> </ul>	実施	→	→	→	
54	水田農業振興事業（施設関係）	農林振興課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の地震により、ライスセンターの破損があり多大な影響を受けたため早急な修繕を行う必要があります。</li> <li>・また、今後の災害対応を含めたライスセンター運営の効率化を進めるために再編整備を行うこととし、国県補助金を活用した事業の実施に向け、町も生産者支援のため補助金の上乗せを検討していますが、財政負担が大きいのが課題です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強い農業づくり交付金事業（国庫）</li> <li>①清和ドライストア修繕</li> <li>②種子センター修繕</li> <li>③矢部・御岳ライスセンター再編整備</li> </ul>	実施	完了			
55	水田農業振興事業（栽培関係）	農林振興課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の地震及び地震後の豪雨により、農地及び水路に甚大な被害を受けるとともに、作付け前であったため作付け計画を変更せざるを得ない農家が多く発生し、本町の稲作に大きな影響を与えました。</li> <li>・今後、災害時の農家支援及び災害時に対応できる作付け品種の選定（高冷地に合う品種選定等）等を含めた農家支援の検討を行う必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高冷地に合う新たな品種の支援</li> <li>①県農業研究センターと協力し新たな品種の支援を行います。</li> <li>②平成28年度試験栽培「熊本28号」の栽培試験結果分析と、先駆的栽培の取り組みを行います。</li> </ul>	実施	→	完了		

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
56	野菜振興事業	農林振興課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震による地盤の崩壊により、ハウスの倒壊やパイプの曲がり等の被害が発生し、本町の主力である夏秋野菜（特にトマト栽培）に大きな影響を与えました。</li> <li>今後は災害に強い施設の導入について、県等関係機関と協力し各種補助事業の創設を検討する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者農業者向け経営体育成支援事業 農産物の生産・加工に必要な施設の再建や修繕に対し助成を行います。</li> <li>①再建修繕：9/10以内</li> <li>②撤去：10/10以内</li> </ul>	実施	完了			
57	花き振興事業	農林振興課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震による地盤の崩壊により、花き栽培用の高設ベットの倒壊、ハウスの倒壊やパイプの曲がり等の被害が発生しました。</li> <li>今後は災害に強い施設の導入について、県等関係機関と協力し各種補助事業の創設を検討する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者農業者向け経営体育成支援事業 農産物の生産・加工に必要な施設の再建や修繕に対し助成を行います。</li> <li>①再建修繕：9/10以内</li> <li>②撤去：10/10以内</li> </ul>	実施	完了			
58	果樹振興事業	農林振興課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の地震による果樹への影響は特に確認されませんでした。</li> <li>果樹については、結球時期に地震に遭遇すると大きな損害を受ける可能性があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豪雨などの自然災害に対応するべく、園芸用施設の導入を図ります。</li> </ul>	実施	→	→	完了	
59	畜産振興事業	農林振興課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震による畜舎の傾きや破損、屋根や壁の損壊及び堆肥舎の倒壊等の被害が発生し、畜産経営に大きな影響を与えました。</li> <li>また、繁殖牛のストレスにより受胎に影響を与えるなど畜舎、堆肥舎だけではなく経営全般に対する対応が必要となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者農業者向け経営体育成支援事業 農産物の生産・加工に必要な施設の再建や修繕に対し助成を行います。</li> <li>①再建修繕：9/10以内</li> <li>②撤去：10/10以内</li> </ul>	実施	完了			

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
60	林業振興事業	農林振興課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山林への直接的な被害としてクラックや土砂崩壊箇所が発生し今後2次災害等が懸念されます。</li> <li>・今回の震災により森林内のいたるところに亀裂が発生していますが、現地での確認が困難な地域あるいは目視による確認が不可能な潜在的な亀裂も多数あると思われます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山地の亀裂、小崩壊については、国により行われた「森林域における航空レーザ計測」のデータを活用し、復旧、整備等に活かし今後の崩壊の危険性についても防災係と連携を密にした計画の策定が必要です。</li> <li>・今後、被災した住宅の修繕、建て替え等の整備に必要な木材供給が見込まれるので、生活再建のための資材確保と供給により地域経済の再生を結び付けます。</li> <li>・また、災害に強い森林づくりを適正な森林整備により目指すこととし、また、その整備により産出される間伐材等を利用した木質バイオマスの利活用を押し進め、復旧復興による地域振興を図ります。</li> </ul>	実施完了				
61	被災者向け経営体育成事業（被害対策融資利子助成事業）	農林振興課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本地震による農業被害により農業施設等が被災した者であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊した畜舎等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者を支援します。</li> <li>・今回の地震により、多くの農家が農業施設の損壊等多大な被害を受けました。今後も継続的な営農を進めるためには、施設の復旧が必要です。</li> <li>・多くの農家が高率補助の国庫事業を活用し、再建や修繕を行われていますが、自己負担金が発生することから被災者支援としての負担軽減を検討する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者農業者向け経営体育成支援事業 農産物の生産・加工に必要な施設の再建や修繕に対し助成を行います。</li> <li>①再建修繕：9/10以内</li> <li>②撤去：10/10以内</li> </ul> <p>事業費 423,376千円（91件申請）  国費 179,055千円  県費 73,575千円  町費 73,589千円  自己資金 95,117千円  融資額 2,040千円</p>	実施	完了			

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
62	地震被害対策資金	農林振興課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の地震により、農業者が今後の経営に支障を来たさないよう、必要な資金を円滑に融通するとともに、借り入れた資金の金利負担軽減措置を講じます。</li> <li>県、町による利子補給事業であり、相応の財政負担が生じます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転資金（公庫・農協）</li> <li>農林業セーフティネット資金 他</li> <li>設備投資資金（公庫・農協）</li> <li>農業経営基盤強化資金 他</li> <li>熊本地震被害対策資金（県）</li> </ul> 公庫資金の金利負担軽減のため、県、町で利子補給措置を講じます。 公庫 県1/2 町1/2 農協 県5/10 町2/10 農協3/10	実施	完了時期については償還終了時期			
63	耕作放棄地対策	農林振興課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の地震や豪雨により、農用地が被害を受け農業経営の規模縮小等による耕作放棄地の拡大が懸念されます。</li> <li>地域農業の担い手や認定農業者、あっせん候補者等に農地の有効活用や経営規模の拡大を通じて、農業経営基盤強化促進、農地中間管理事業等の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕作放棄地対策事業</li> <li>①耕作放棄地再生利用緊急対策（国庫） 定額 5万円/10a</li> <li>②耕作放棄地解消緊急対策（県） 定額 3万円/10a</li> </ul>	実施	→	→	→	
64	後継者育成対策	農林振興課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業後継者・新規就農者の自然災害における施設並びに農産物等の被害については、初期投資の損害、また、収入減少が大きなダメージとなることから、支援が必要となります。</li> <li>農地等において被害が発生し、営農へ支障をきたす場合、農地の幹旋や施設の導入などの支援を講じます。</li> <li>また、農産物の被害として病害虫対策等については営農技術支援などの相談事業などを展開することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就農初期段階の支援として、就農支援資金や経営体育成支援事業を活用します。</li> <li>①担い手確保・経営強化支援事業（1/2補助以内）</li> <li>②経営体育成支援事業（機械施設導入（3/10補助以内））</li> </ul>	実施	→	→	→	



No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
65	農地流動化対策	農林振興課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本地震及び豪雨により、農業経営の規模縮小、離農を考える農業者の農地等の対応や対策を行います。</li> <li>・地域農業の担い手や認定農業等に農地を集積し、農地中間管理事業などを活用して農地の流動化推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理事業の活用 農地中間管理機構を活用した農地の貸借を推進します。</li> <li>・農地利用集積円滑化事業の活用 農協を通して農地の効率的活用を図ります。</li> </ul>	実施	→	→	→	
66	農地中間管理事業	農林振興課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本地震及び豪雨により、農業経営の規模縮小や離農を考える農業者への農地等の対策を行います。</li> <li>・農地中間管理機構を通して、出し手から農地を借り受けて、経営規模の拡大や農地の集約を図ろうとする担い手に貸付けし、農地の有効利用や効率化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構集積協力金 <ul style="list-style-type: none"> <li>①経営転換協力金 3万5千円/10a 貸付面積毎の上限交付額 2ha以下 50万円/戸 2ha超 70万円/戸 新規集積農地面積であること</li> <li>②耕作者集積協力金 1万円/10a 新規集積農地面積であること</li> <li>③地域集積協力金 機構への貸付割合が2割超の地域 新規集積農地 1万5千円 ～2万7千円/10a 新規集積以外 1万3千円 ～1万5千円/10a</li> </ul> </li> </ul>	実施	→	→	→	
67	有害鳥獣対策事業	農林振興課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震や豪雨による被害の状況は、現場からの報告による確認作業が必要です。</li> <li>・主なものは落石による施設の損傷や山腹農地の崩壊による機材の亡失など想定されます。</li> <li>・電気牧柵の断裂による、被害増加も見込まれることから、農家自ら注意喚起し、被害拡大を防止することとします。</li> <li>・今回の震災により、電気柵等の鳥獣害対策施設に一部損傷、全壊があり、農地等の被害と合わせ農地保全、農業生産活動への意欲低下が懸念されます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山都町有害鳥獣被害防止電気柵等設置事業補助金交付要綱の一部を改正し、補助内容を充実させ要件を緩和することにより、被害防止の意欲を高め、延いては本町の農林業の生産意欲の向上を図ります。</li> <li>・また、鳥獣捕獲免許取得の推進し、駆除隊との協力により捕獲数の増を目指します。</li> <li>・さらに、平成28年度に建設する鳥獣処理加工施設と連携することで、有害鳥獣の捕獲を食肉販売につなげるなど、将来を見据えた取り組みを目指します。</li> </ul>	実施	→	→	完了	



(3) 商工業の復興支援・雇用の安定確保										
No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
68	グループ補助金	山の都創造課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の震災により、町内商店街の個店に建物や設備の被害が発生しています。</li> <li>早期の復旧整備を行うことにより、売り上げの減少を防ぎ、にぎわいを取り戻す措置が必要となります。</li> <li>復旧事業費：141,330千円</li> <li>グループ企業：30社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山都町商工会を中心に熊本権中小企業グループ施設等復旧整備補助事業を活用することにより、早期の復旧を行う計画です。</li> <li>認定については、商工会が事業主体となります。</li> <li>補助申請については、各個店による申請となり、熊本県から補助金が交付されます。</li> <li>事業費：141,330千円</li> <li>補助金：98,260千円</li> </ul>	検討実施	完了			
69	商工振興事業（復興イベント補助金）	山の都創造課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の震災により、町内観光地や商店街に風評による被害が発生し売り上げの減少がみられます。</li> <li>町内各団体によるイベントを定期的に行うことにより売り上げの減少を防ぎ、にぎわいを取り戻す措置が必要と考えています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内各種団体によるイベントを行うことにより、山都町観光地、商店街、アクセスルートの安全性をアピールします。</li> <li>各種イベントについて、支援を行います。</li> </ul>	検討実施	完了			
70	山都町被災店舗復旧整備事業補助金	山の都創造課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の震災により、町内商店街の個店に建物や設備の被害が発生しています。</li> <li>早期の復旧整備を行うことにより、売り上げの減少を防ぎ、にぎわいを取り戻す措置が必要です。</li> <li>熊本県中小企業等グループ補助金で対応できない被害に対してきめ細やかな対策の必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山都町商工会を窓口、町に対して申請を行います。</li> <li>被害の内容に応じた復旧事業に対して、町が補助を行います。</li> <li>平成28年度熊本地震山都町被災店舗復旧整備事業補助金交付要綱を制定しました。</li> <li>早期の復旧を図るため、事業は平成28年度実施完了予定です。</li> </ul>	実施完了				

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
71	商工振興事業（復興プレミアム商品券）	山の都創造課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の震災により、町内観光地や商店街に風評による被害が発生し売り上げの減少がみられます。</li> <li>山都町商工会を中心に復興プレミアム商品券を発行することにより売り上げの減少を防ぎ、商店街のにぎわいを取り戻す措置が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山都町・山都町商工会・上益城農協・阿蘇農協を中心に実行委員会を設けて、プレミアムの割合を20%とする商品券の発行を検討します。</li> <li>事業実施の場合、町内店舗のみ使用可能とすることを検討します。</li> </ul>	検討	政策調整	→	→	
72	セーフティーネット保証4号認定	山の都創造課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度です。</li> <li>町は売り上げ高の減少について、認定を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内各金融機関、申請業者と連携し、町が認定書の発行を行います。</li> <li>認定指定期間が9月14日から12月14日まで延長されました。</li> </ul>	実施完了				
73	山都町空屋空店舗利用に伴う起業家支援補助金	山の都創造課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の震災により、町内観光地や商店街に風評による被害が発生し売り上げの減少がみられます。</li> <li>山都町商工会を窓口空き屋、空き店舗を利用した起業家支援を行い商店街のにぎわいを取り戻す措置が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山都町商工会を窓口、町内の空き屋や空き店舗を利用して、新たに起業される方に対して、補助金の交付を検討します。</li> <li>実施の場合、創業支援セミナーの受講を条件とする予定です。</li> </ul>	検討	政策調整	→	→	
74	雇用創出事業（町HPによる雇用情報の公表）	山の都創造課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の震災により、建設業関係を中心に求人は増加しているが、企業とのマッチングが成功していない状況にあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町ホームページにおいて、山都町内の求人情報を掲載します。</li> </ul>	実施	→	→	→	

(4) 文化財・観光施設等の復旧支援

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
75	観光施設の災害復旧事業	山の都創造課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により、観光資源である通潤橋、来訪者の受入施設である宿泊施設をはじめとした観光施設等が被災しました。</li> <li>緊急性のある被災施設については修繕工事等に着手していますが、営業をしながらの工事のため時間を要すと考えられます。</li> <li>被災前の状況に早期に復旧し、完全営業に移行するための期間短縮等が課題となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光施設等の修繕工事（施工中）</li> <li>①大型宿泊施設の修繕工事（通潤山荘、そよ風パーク）</li> <li>・修繕が完了した施設</li> <li>①清和高原天文台熊本地震災害復旧工事（天体望遠鏡）</li> <li>②緑地広場取付道路熊本地震災害復旧工事（道路）</li> <li>③見晴山熊本地震災害復旧工事（排水施設等）</li> <li>・今後施工を予定している施設</li> <li>①猿ヶ城キャンプ村熊本地震災害復旧工事</li> <li>②内大臣公衆トイレ駐車場土砂除去</li> </ul>	実施	完了			

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
76	文化財の災害復旧事業	生涯学習課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により、町のシンボルであり重要な観光資源でもある通潤橋は、著しい漏水と一部の石材が孕み出すなどの被害を受け、放水も休止し、周囲も含めて立ち入りを禁止しています。このため、観光業への影響も危惧されており、早期の復旧が望まれています。</li> <li>また指定、未指定に関わらず各種の文化財で被害が確認されていますが、復旧にあたっては所有者等の経済的負担も大きく、財政的支援が求められています。</li> <li>地域のよりどころとなる神社や堂宇、祠などについても同様ですが、地域だけでは修復や再建は難しく支援策が求められています。しかし、政教分離の原則上、行政による財政支援は行うことができないため、その対応に苦慮しているところです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要文化財通潤橋保存修理事業 熊本地震により被災した通潤橋本体の保存修理事業（文化庁補助金を活用）</li> <li>重要文化的景観保存修理事業 地震、豪雨等により被災した通潤用水と白糸台地の棚田景観の重要な構成要素（布田神社、通潤用水、矢部城、農地等）についての復旧事業（文化庁及び県補助金を活用）</li> <li>指定文化財等災害復旧事業 地震により被災した町指定文化財を中心とする物件の復旧事業（町補助及び熊本地震復興支援基金等の活用を想定）</li> <li>歴史的建造物等再建支援事業 県が策定した近代和風建築リスト等に記載されている歴史的建造物を中心に、復旧支援を行う事業（熊本地震復興支援基金等の活用を想定）</li> <li>地域コミュニティ施設等再建事業特別拡充 地震、豪雨等で被災した地域の鎮守、稲荷、堂、祠等について、財政的支援を行う事業（政教分離の原則もあり、中越地震等の事例から復興基金の活用を想定）</li> <li>事業の一部に復興基金の活用を予定しています。</li> </ul>	実施	→	完了		

(5) 山の都創造ファンドの活用

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
77	山の都創造ファンド事業	企画政策課 山の都創造課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災・豪雨からの創造的復興への支援が求められています。</li> <li>・そこで、(一財)民間都市開発推進機構からの資金拠出を含めた「山の都創造ファンド(基金)」の設立を目指します。</li> <li>・ファンド事業として、地域住民が自主的かつ主体的に行う公益的なまちづくり活動、移住者を呼び込む起業化支援や賑わいの再生事業等の支援を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山の都の賑わい再生事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①店舗の改修及びバリアフリー化、街並みの改修等を支援します。</li> </ul> </li> <li>・山の都の定住支援事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①空き家改修、家財の撤去、空き家の用途変更に伴う改修(地域コミュニティの拠点)等を支援します。</li> </ul> </li> <li>・山の都の災害からの創造的復興支援事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①ソフト事業：災害からの復興を目的に、町内で開催する講演会、シンポジウム及びイベント等を支援します。</li> <li>②ハード事業：被災した歴史的建造物の復元・改修、地域コミュニティ拠点施設(避難所等)の改修・防災機能の強化、商店街活性化のための新たな集客施設整備等を支援します。</li> </ul> </li> <li>・山の都のまちづくり支援事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①イベント事業：町の発展及びPR等に資するイベントを支援します。</li> <li>②人材育成事業：地域を担うリーダー育成のための研修事業を支援します。</li> </ul> </li> </ul>	申請	実施	→	→	

(6) 地域資源を活かした観光産業の推進

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
78	観光振興事業の推進	山の都創造課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本地震後、各観光施設への来客者が激減し、それに伴い観光関連施設の売り上げ額も減少しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流人口を増加させ地域経済の浮揚効果を促すため、本町が持つ多彩な観光資源の情報発信を積極的に行います。</li> <li>各種イベントの実施や広域的な連携により、企画ツアー等を実施し観光産業の振興を図ります。</li> </ul>	実施	→	→	→	

3) 災害に強いまちづくりの推進

(1) 防災体制の強化

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
79	防災計画の充実	総務課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の熊本地震及び豪雨災害の状況から、避難計画や組織計画等、実情にあった防災計画の見直しが求められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震及び豪雨災害等の非常時において、確実な住民の避難やライフラインの確保等々について、今回の被災状況等々を分析・検証し、本町の実態に沿った防災計画の見直しを行います。</li> <li>大規模な災害時の各課の対応について、役割分担や災害協定自治体の確認とともに、マニュアル化等を進めます。</li> </ul>	実施	完了			
80	指定避難所等の見直し	総務課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定している避難場所が被災し避難所としての機能を失った事例が発生するとともに、避難場所以外に避難された住民や車中泊のケースも多数確認されました。</li> <li>ペットと避難するケースでは、他の避難者に配慮するため断った事例が生じました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の地震及び豪雨災害の避難状況等を検証するとともに、実態に沿った避難場所の見直しを行います。</li> <li>ペット同行の避難場所の設置を検討します。</li> </ul>	実施	完了			
81	災害時の地域連絡体制の充実	総務課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>停電及び孤立集落が発生した場合、確実な情報収集の必要があります。</li> <li>被災時における情報収集には、携帯電話が一番の効果を発揮しましたが、停電時の充電が課題となりました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の地震及び豪雨災害における被災時連絡体制の状況等を検証するとともに、他の電源設備を活用した携帯充電器等の導入について検討します。</li> <li>消防団のデジタル無線を活用した連絡体制の充実を図ります。</li> </ul>	実施	→	→	→	
82	消防団との連携	総務課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の地震及び豪雨災害における消防団の活動については、地域住民への避難の呼びかけ、避難者の誘導、道路損壊の確認及び被災住家の応援等々を実施され、被災地域の最前線で活動されました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、町と消防団とのさらなる連携強化を図り、消防機能の充実を図るとともに、各地域の情報共有等々、住民の生命・財産を守る消防団活動を推進します。</li> </ul>	実施	→	→	→	

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
83	災害時の役場停電時対策	総務課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害等発生時に、本庁及び各支所は住民の避難施設としての役割とともに、災害本部等を設置し、全地域の情報収集や避難誘導等の必要があるため、電気及び水道等の確保が求められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁及び各支所では、停電時の自動発電設備等の停電対策装置を導入しています。（本庁自家発電装置：連続使用時間 15時間、軽油：最大数量950ℓ）</li> </ul>	実施	→	→	→	
84	災害時の緊急情報発信の充実	総務課 企画政策課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線で情報発信をしていますが、受信機に電池が無い状態で停電した場合、情報の受信ができない状態となります。</li> <li>災害関連情報についても現行の情報発信の手段により行っていますが、新たに光ブロードバンド回線の整備が進められることに伴い、光情報の活用による幅広い世帯への情報提供が求められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTの活用を図ります。</li> <li>ホームページ、テレビ（データ放送）の活用を図ります。</li> <li>受信機への電池設置及び点検の周知を図ります。</li> <li>緊急速報メールによる情報発信を実施します。</li> <li>ホームページ、データ放送の活用にあわせ、平成30年度に町内全域整備完了予定の光ブロードバンド回線を活用した、テレビを介した行政情報の配信システムを整備することにより、パソコン・スマホを所有していない各世帯へもテレビ画面を通じて、よりわかりやすく幅広い内容についての情報提供が可能となるため、災害時の防災情報の発信機能の強化を図ります。</li> </ul>	実施	→	完了		
85	避難所等の耐震整備事業	総務課 学校教育課 生涯学習課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所としての指定施設で地震により被災し、避難所としての機能を失った事例が発生しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の指定施設は複数有り、それぞれの所管課が対応しているため、情報の共有化を進め、地域の実情に応じた対策を進めます。</li> <li>各施設については、防災計画に基づき、今後、耐震化等を進めます。</li> </ul>	検討実施	→	→	→	



No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
86	防災拠点施設の整備	総務課 生涯学習課 健康福祉課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>本震後、千寿苑や役場庁舎への避難者が殺到し、それぞれの施設に避難できない状況が生じました。</li> <li>多くの人数を一ヶ所に集約できる避難所の整備について検討することが求められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町営体育館の新設等による、集約型の避難所の設置等を検討します。</li> <li>防災計画に基づき、各課との連携を図り、防災拠点施設等の整備について検討します。</li> </ul>	検討	→	→	→	
87	災害時の総合行政システムバックアップ体制整備	企画政策課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時においてデータセンターとの回線が断線等した場合においても、庁舎または避難所等の外部での行政システム稼働が可能となるような体制の整備が必要と考えられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎電算室内に総合行政システムのバックアップのための機器を配置しました。</li> </ul>	実施完了				
88	災害時の被災者支援に係るシステムの導入、整備	企画政策課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の被災、罹災証明の申請交付業務や被害調査の世帯情報登録管理業務、また見舞金などの交付業務等についてはシステムの導入による業務支援が必要とされます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体情報システム機構が無償で提供している「被災者支援支援システム」を導入しました。</li> </ul>	実施完了				
89	福祉避難所の充実	健康福祉課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護が必要などの理由で指定避難場所での避難が困難な方が避難できるよう、町では10介護施設と福祉避難所として受入れる協定を結んでいます。</li> <li>この協定に基づき、今回の地震災害では、10人が避難されました。</li> <li>今後は、障がいがある方などの含め、福祉避難所としての受け入れ施設を増やす必要があると考えています。</li> <li>また、今回の地震では、指定避難所に避難後、福祉避難所に移動する必要が生じ、移動手段の確保や移動中の安全確保等に問題が生じたケースがありました。</li> <li>千寿苑の避難者が多かったため、後から避難してきた高齢者が千寿苑に避難できないケースがありました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいがある方や介護が必要な方など指定避難所では対応が難しい人たちが安全安心に避難できるよう、避難可能な施設数の増加を図るとともに、自宅から施設に、直接避難できる体制を整備します。</li> <li>また、施設での避難までは必要ないものの、通常の指定避難所で避難が困難な、特に配慮が必要な高齢者や妊産婦等のための福祉避難所の充実を図ります。</li> </ul>	実施	→	→	完了	

(2) ライフラインの整備・充実										
No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
90	上水道・簡易水道事業	環境水道課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道の町内全域復旧には一部を除き約20日間を要したことを踏まえ、今後、リスク分散や耐震化などのさらなる対策の促進が求められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道は、重要なライフラインのひとつであることから、更新計画を策定して配水管等の耐震化などを引き続き計画的に取り組み、安定的な水道水を供給できる体制の整備を進めます。</li> </ul>	実施	→	→	→	

(3) 生活物資の供給システムの確立										
No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
91	被災時生活応急物資等援助協定提携等	総務課 健康福祉課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震時には国からプッシュ型の物資が送られてきました。</li> <li>・自治体や団体、個人からも物資を送られてきましたが、その時に必要な物資、あとから必要な物資など、震災からの経過時間により、物資の必要性にもばらつきがあり、町民への配布を見越したストック場所等の判断に苦慮しました。</li> <li>・担当現場の対応等をしながら、送られてくる物資の対応が必要となり、人員配置や物資の配布等に苦慮しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の備蓄について、関係団体との援助協定を検討します。</li> <li>・全国へそのまち協議会では「全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書」を締結しています。</li> <li>・物資の受け付け及び町民への配布等について、各課との情報共有や人的配置の応援体制を整備することで、迅速且つ適切な対応を図ります。</li> </ul>	実施	→	→	→	
92	被災時給水対策等の充実	総務課 環境水道課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災の影響から貯水池での濁り水や水道管の損傷等による断水が発生しました。</li> <li>・今回の対応としては、環境水道課及び自衛隊、ボランティア、吉備中央町（へそのまち協議会）による給水活動が行われました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の震災により、ライフラインが寸断された場合の住民生活の継続性の確保が重要な課題となったため、自治振興区及び防災組織等との協力支援体制の構築を図ります。</li> <li>・今回の経験を踏まえ、さらに自衛隊との災害支援体制の構築を図ります。</li> </ul>	検討 実施	→	→	→	
93	備蓄倉庫の建設	総務課 健康福祉課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毛布、食料など備蓄の数量に対して、震災発生後に必要数量が追いつかない状況が発生し、熊本地震発生から5日間ほど物資不足の状況となりました。</li> <li>・その後は、県や他団体からの支援物資が届き物資不足は解消しましたが、被災者の保護には初期の対応が重要なので、今回の状況から備蓄についての検証が必要と考えられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災計画に基づき、災害時の必需品の備蓄や被災者への支援物資を貯蔵する倉庫等の施設の確保又は建設等を検討します。（備蓄倉庫は、食料品と他の品物など分けて保管できるような構造を検討）</li> <li>・災害の発生時から住民生活の継続性が保たれるよう適正な対応を目指します。</li> </ul>	検討 実施	→	→	→	

(4) 被災者の健康管理・心のケア										
No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
94	健康相談事業	健康福祉課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災後は、町内医療機関及び全国からのDMAT（災害派遣医療チーム）等と班体制を組んで、各公民館や車中泊の会場を巡回し、健康相談を行いました。避難所を中心とした活動となりました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係各課や医療機関及び区長等と情報を共有するとともに、地域支えあいセンターと連携しながら、応急仮設住宅、みなし住宅及び在宅の避難者に対し、必要に応じた健康相談を実施します。</li> <li>防災無線や町広報等において、治療の継続、エコノミー症候群・熱中症・感染症等の予防など健康管理についての周知・啓発を行います。</li> </ul>	実施	→	→	→	
95	メンタルヘルス研修会等の開催	健康福祉課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に精神医療機関がなく、専門的な相談をする場が不足していることから、住民自らが身近な人の変調に気づき、話を聞いたり、相談窓口につなぐことができる人材が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民を対象に実施する健康教育の中で、こころの健康づくりについての内容を盛り込み、うつ病等の知識の普及・啓発に努めます。</li> </ul>	実施	→	→	→	
96	精神保健相談事業(心の相談)	健康福祉課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災の影響で中止されていた御船保健所の精神保健福祉相談が、平成28年7月から再開されました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当する対象者がいた場合、月2回（第1・3金曜）の精神保健福祉相談につなげていきます。</li> </ul>	実施	→	→	→	

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
97	メンタルケア相談事業	健康福祉課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DMAT（災害派遣医療チーム）・DPAT（災害派遣精神医療チーム）の支援チームと協力し、4・5月にメンタル相談日を設け、子どもの保護者と成人の相談を受けました。</li> <li>・地震発生から5ヶ月が経過し、こころの変化の過程としては幻滅期にあたります。</li> <li>・被災者の疲れがピークとなり、やり場のない怒りから援助の遅れや行政への不満が噴出したり、トラブルや心身の不調が現れやすい時期であることから、心身に現れる反応があまりに強く、日常生活に影響を及ぼしている場合に相談できる体制が求められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年10月に、中長期間継続した精神保健活動を行う拠点として、「熊本こころのケアセンター」が県精神保健福祉センター内に設置され、県精神保健福祉センターが行ってきた心のケアについて、対象者を被災者に特化する形で実施されます。</li> <li>・事業内容として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①被災者支援</li> <li>②人材育成</li> <li>③支援者支援</li> <li>④総合調整・活動支援</li> <li>⑤医療と保健のネットワーク形成</li> <li>⑥普及啓発</li> </ul> </li> <li>・があり、「熊本こころのケアセンター」と連携しながら被災者の心のケアの支援を行います。</li> <li>・乳児を持つ保護者に対しては、児の健診時に県の心のケアの取組みである「こころとからだの相談問診票」を活用し、必要な方の相談を受ける体制にしています。</li> </ul>	実施	→	→	→	
98	訪問等による継続支援事業	健康福祉課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に、被害の大きかった地域や道路が寸断され孤立した集落に優先的に訪問を行いました。</li> <li>・エコノミークラス症候群やPTSD（心的外傷後ストレス障害）の疑いの方にも、状態が落ち着くまで継続的に訪問を行いました。</li> <li>・現在、仮設住宅に居住している方には、定期的な訪問を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、地域支えあいセンターと連携しながら、応急仮設住宅やみなし住宅などは継続的且つ計画的に訪問を行っていきます。</li> </ul>	実施	→	→	→	

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
99	保育園の心のケア	健康福祉課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災後、保健師が全園を訪問し、園児の状況を把握したところ、親のそばから離れたがらない、物音にびっくりするなどの反応を示すお子さんがいました。</li> <li>随時、保育士から園児の反応について相談を受け、震災を経験したお子さんが行動やこころ、体に変化が現れるのは正常なことで、子どもと接するとき心がけることをお伝えしてきました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1歳半・3歳児健診時に、県の子どもの心のケアの取り組みである「こころとからだの相談問診票」を活用して、対象児をチェックし、必要な場合に相談を受ける体制にしています。</li> <li>保育園では、園児の様子に気を配り、不安定か落ち着いているかを把握していきます。</li> <li>また、保護者の不安は園児に悪影響を与えるため、保護者対象の「心のケア講演」を開催していきます。</li> </ul>	実施	→	→	→	
100	小中学校の心のケア	学校教育課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災で山都町に一時避難した児童家族へのカウンセリングが必要です。</li> <li>また、地震後、体調不良の訴えが増えた児童への対応も必要です。</li> <li>「心とからだのチェックリスト」を活用し、結果が気になる数名の児童への聞き取りを実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例年、スクールカウンセラー（SC）は上益城教育事務所に配属され、随時学校から申請があった場合学校訪問を行っています。</li> <li>今回の熊本地震を受け、熊本地震に係るSC緊急派遣事業により、上益城教育事務所配属以外のSCが、支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に訪問し心のケアを行いました。</li> <li>熊本地震により、数校に町外から児童生徒の一時避難、転入がありました。</li> <li>このような自治体の状況に鑑み、県が県外に災害復興派遣教員希望者を募り全国から教職員が期限付の熊本県教職員となりました。</li> <li>そこで本町も2名の派遣要請を申請しました。</li> <li>その結果、災害復興支援加配として7月1日から該当校であった中島小と潤徳小（のちに清和小と兼務）に配属され、教育効果を高めました。</li> </ul>	実施	→	→	→	

(5) 協働による地域防災力の向上

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
101	自治振興区毎の自主防災組織の設立	総務課 企画政策課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の地震及び豪雨災害で消防団の活動とともに自主防災組織が被災地域の第一線で活動されました。</li> <li>今回の活動状況から、まだ設置されていない自治振興区での自主防災組織の設置が求められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時での自主防災組織は、地域の実情に応じた活動がなされました。</li> <li>今後、まだ設置されていない自治振興区での自主防災組織の設置を推進し設置率100%を目指します。</li> <li>さらに、避難人員把握等の連絡体制の構築を図ります。</li> </ul>	実施	→	→	→	
102	自治振興区等における地域の防災拠点の強化	総務課 企画政策課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害の際は町全体で対応に追われ、また非常に広域な面積であるため、細かな対応ができない事態が想定されます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各自治振興区にある主要施設を地域の防災拠点として機能強化を行います。</li> <li>非常時に使用する備品（簡易な発電機・炊き出し用釜等）整備や非常食・水等の確保を行い、共助により非常時の初期対応を行います。</li> </ul>	実施	→	→	完了	
103	自治振興区等における地域の防災マップの作成	総務課 企画政策課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が増加しており、有事の際、移動手段が無く、避難に時間を要する場合ことが想定されます。</li> <li>危険箇所を通ったために、新たな被害を受けることが想定されます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各自治振興区において、避難要支援者等を把握するとともに、地域の危険箇所等を示した地域防災マップ等の整備を行います。</li> </ul>	実施	→	→	完了	



No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
104	自治振興区等との連絡体制の構築	総務課 企画政策課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報等について、地域からの報告体制が徹底されておらず（誰が報告するのか）、自治振興会長、区長、個人等からの諸々の連絡に対し、随時対応するような不確実性の高い対応となりました。</li> <li>また、それらの連絡について、各課それぞれに連絡があっていたかと思われませんが、それらの集約と全庁への周知ができていたとは言いがたい状況であったと考えられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時におけるインフラ状況や避難人員把握等の連絡体制の構築を実施します。（防災体制の強化とも関係があると思われませんが、災害時における各集落の避難体系を踏まえた上で、集落内の状況報告の連絡体制を考慮する必要があります。）</li> <li>ただし、本町の地勢上、避難所の集約が困難な現状を考えると、全て自治振興会長に担っていただくのは現実的でないと思われるため、その点も踏まえる必要があります。</li> <li>また、行政側の情報集約・周知体制の構築も必須であると考えられます。</li> <li>行政から地域への情報提供（内容や手段）についても検証を行い、適切なものとなるよう調整します。</li> </ul>	状況整理	体制構築(案)作成提示調整	体制策定	実施	
105	避難行動要支援者（高齢者、障害者、幼児等）の避難促進や安否確認	総務課 企画政策課 健康福祉課	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員等が避難の呼びかけや安否確認等をされましたが、出向いての安否確認は二次災害の恐れも考えられます。</li> <li>地域（地元）で、日ごろから要支援者の状況把握や避難方法等を確認しておく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者の状況把握と避難誘導、地元（自治振興区、消防団、自主防災組織、民生委員等）主体で行えるよう、研修会や避難訓練などの支援を行います。</li> <li>また、多様な支援が行えるよう、通院、服薬、透析などの情報発信の充実を図ります。</li> </ul>	実施	→	→	→	



(6) 地域コミュニティの再生・地域支え合いの充実

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
106	共助による地域づくりの推進	企画政策課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時には、それぞれの地域において、近隣住民の安否確認や道路状況等々、住民自らが現場で必要とされる活動を実施されました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の災害では、それぞれの地域において、共助の精神による互いの助け合い・支え合いの活動がなされました。</li> <li>・今後も住民自らの地域づくりを支援し、災害時にも助け合いの心で、お互いを気遣う地域づくりを目指します。</li> <li>・地域づくり活動に携わる住民の高齢化が進んでいるため、様々な角度から地域の後継者・担い手の育成に取り組みます。</li> </ul>	実施	→	→	→	
107	地域支え合いの充実	総務課 企画政策課 健康福祉課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢で独り暮らしの方で、移動手段がなく避難に時間がかかったり、余震が怖く家に帰れず、2ヶ月以上、避難所に避難されていた高齢者のケースが確認されました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から地域や隣近所での住民同士の「互いの支え合いや助け合い」（共助）が行われるよう、地域や関係団体、地域支え合いセンター等と連携し取り組みます。</li> <li>・また、日頃からのお互いの助け合いが災害の危険が高まったときの避難につながるよう、住民・地域が主体となった防災訓練の取り組みを促進します。</li> </ul>	実施	→	→	→	

(7) 医療体制の整備

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
108	そよう病院防災体制の充実	そよう病院	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本地震による職員・施設・機械器具への直接の被害は無かったため、すぐに通常の治療を行うことが出来ました。</li> <li>・さらに救急告示病院であるため、地震直後から広範囲（南阿蘇村・嘉島町等）の被災された人たちの受入・治療を行いました。</li> <li>・薬品・食材等の供給を確保するため、宮崎県側（五ヶ瀬・高千穂町）との連携を図りました。</li> <li>・また、健康福祉課と連携して各地区の避難所を回り、長期避難者の健康チェックを行いました。</li> <li>・被災された方にとって病院が機能していることは、命を守り、安心につながるものであることから、常に治療・患者受入を行える体制整備が重要と考えています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな「院内防災マニュアル」を作成します。</li> <li>・今回は夜中の発震だったため施設・機械器具の安全確認や入院患者への対処、また広域的な患者受入への対応等について、策定していた「院内防災マニュアル」が充分機能していない部分が見受けられました。</li> <li>・また長期的に水道水の濁りが続きましたので、基本インフラの安定供給・確保だけでなく、供給できない場合の対策を備えておくことも求められます。</li> <li>・そこで各部門ごとに、今回の対応を振り返るとともに、改善すべき点・強化すべき点等について、内部協議を行い、平成28年度内に新たな「院内防災マニュアル」の作成を行います。</li> </ul>	実施完了				

(8) 災害記録の継承

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
109	震災記録の作成	総務課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震の経験や教訓を未来に生かすために継承の取り組みを実施します。</li> <li>災害復旧事業及び被災者支援に関しては、今後数年経過を把握する必要があるため（熊本地震関係）、それをどのような形で記録に残すのか検討が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災記録を作成します。</li> <li>①初年度…被害状況と対応を記録します。</li> <li>②次年度以降…対応経過を加筆修正します。（以後、対応経過を継続して、加筆修正を加えていく）</li> <li>③災害復旧事業の完了年度の翌年度に最終版として調整を行います。</li> </ul>	情報整理	H28分作成	H29分加筆修正	H30分加筆修正	

(9) ボランティア団体の受入及び連携										
No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
110	ボランティア団体との連携	企画政策課	地震 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本地震・豪雨災害の発生当初からボランティア団体の活動がなされました。</li> <li>・被災された住民目線での支援策の実施や活動の連携が必要となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の生活の安定には、震災発生時点から生活再建、さらに復興期間等、時間の経過の過程で多様な支援策が必要なことから、積極的にボランティア団体の受け入れを行います。</li> <li>・ボランティア団体の受け入れには、災害状況の情報提供や活動拠点施設の提供等々が必要なため、ボランティア団体と行政との連携を図ります。</li> <li>・また、地域の実情に合ったボランティア活動が求められるため、ボランティア団体と受入地域との協働作業が必要となります。</li> </ul>	実施	→	→	→	

4) 計画推進のための財政運営

(1) 復旧・復興に向けた財源の確保

No	取組項目	担当課	適用	被災の状況及び復旧・復興に向けての課題等	復旧・復興計画の内容・取組目標	実施時期・目標年度				備考
						28	29	30	31	
111	財政の現状と課題	総務課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる復旧・復興事業に迅速な対応が必要なことから震災対応の補正予算を編成しました。</li> <li>財政状況（補正予算第5号現在）については、以下のとおりです。</li> <li>①財政調整基金の大幅な減少 H27末1,286百万円 → H28末見込520百万円（マイナス59.6%・マイナス766百万円）</li> <li>②町債残高の大幅な増加 H27末8,975百万円 → H28末見込10,512百万円（プラス17.1%・プラス1,537百万円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災により多大な被害を受けた農地、道路及び河川等の復旧事業に要する経費は、通常災害復旧事業に対する国庫補助負担率に加えて激甚災害法等による国庫補助負担率の嵩上げが行われます。</li> <li>しかし、一部地方負担が必要となるため、さらなる地方負担軽減のための財政措置が必要となります。</li> <li>町全体の災害復旧事業等を円滑に進めるための財政措置が必要となりますが、復旧復興事業を優先的に実施しながら、経常経費の削減及び行財政改革推進等々の徹底を図り財源の確保を目指します。</li> </ul>	実施	→	→	→	
112	財源の確保に向けて	総務課	地震豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>未曾有の震災により、甚大な被害が生じたため、国・県の補助制度対象事業とともに、対象外事業について対応の検討が必要となります。</li> <li>必要となる復旧・復興事業の実施により、経費の負担の増加が見込まれます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興事業に要する経費について、災害復旧事業等に係る国庫補助事業や県補助金の採択基準に満たない事業及び補助制度対象外の事業が数多く発生する見込みであり、本町の負担が過大となることが想定されます。</li> <li>そこで、県復興基金の活用や災害関係起債の適切な活用を図ります。</li> <li>また、すべての復旧・復興事業について所要額の確保に向けた財源措置を国・県等に要望するとともに、地方交付税の所要額の確保並びに特別交付税の確実な確保（ルール分と特殊事情の把握）を図り、確実な財政運営を目指します。</li> </ul>	実施	→	→	→	